

公益社団法人北海道トラック協会

表 彰 規 程

(表彰の目的)

第1条 この規程は本会の運営並びにトラック運送事業の健全な発展に寄与するとともに運送事業の社会的地位の向上に貢献したものに功績を讃え表彰することを目的とする。

(表 彰 者)

第2条 この規程に定める表彰は公益社団法人北海道トラック協会長（以下「会長」という）が行う。

(表彰の方法)

第3条 表彰の方法は次のとおりとする。

1. トラック運送事業の役員及び北海道トラック協会並びに各地区トラック協会（以下「協会」という）の役員には感謝状を贈呈する。
2. トラック運送事業の従業員並びに協会の職員には表彰状を授与する。
3. 表彰には賞金又は記念品を授与して行うことができる。

(被表彰者の選考基準)

第4条 被表彰者は次の基準により選考するものとする。

1. トラック運送事業の役員として15年以上その業務に精励し、当該事業の発展に寄与し、功績が顕著な満50歳以上のもの。
2. 協会の役員として10年以上その業務に精励し、当該事業の発展に寄与し、功績が顕著な満50歳以上のもの。
3. トラック運送事業の従業員で次に掲げるもの。
 - (イ) 危難をかえりみず職責を遂行し、若しくは重大な事故を未然に防止し、その功績が顕著なもの。
 - (ロ) 有益な発明、改良、研究等を行い、運送業務の発展に貢献したもの。
 - (ハ) 運転従事者については別に定める優良運転者表彰規定の選考基準に該当するもの。
4. 協会の職員として15年以上その業務に精励し、協会事業の発展に寄与し功績が顕著なもの。

(被表彰者の推薦)

第5条 被表彰者の推薦は各地区トラック協会長が次の書類により毎年1月末日までに会長に推薦する。

1. 功績調書
2. 履歴書
3. その他参考になる資料

(被表彰者の選考表彰)

第6条 被表彰者の選考は総務委員会で行い、毎年開催される定時総会において表彰する。

(公表)

第7条 表彰を受けたものの氏名等は北海道トラック協会の会報に登載し、公表する。

付 則

1. この規程は昭和59年9月1日から施行する。
1. 第4条第1項第2項により規定施行前において運輸大臣・運輸局長に表彰を受けたものは除外する。
1. この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(様式1)

履 歴 書

本籍地

現住所

氏 名 印
生年月日 年 月 日生 (才)

学歴及び資格

昭和 年 月 日
昭和 年 月 日
昭和 年 月 日

職 歴

昭和 年 月 日
昭和 年 月 日
昭和 年 月 日
昭和 年 月 日
昭和 年 月 日
昭和 年 月 日

(様式2)

北海道トラック協会長表彰

功 績 調 書

協会名

1. 事業所の住所 及び名称 代表者氏名	
2. 被表彰候補者 のふりがな 氏 名 (役 職) 生年月日	
3. 推薦順位	
4. 推薦理由	
5. 賞罰・勤務成 績・素行等参 考となる事項	